

2011年4月25日

(社)リース事業協会
会長 小幡尚孝殿

全国商工団体連合会
会長 国分 稔
東京都豊島区目白2-36-13
TEL 03-3987-4391
Fax 03-3988-0820

東日本大震災被災者の リース契約の取り扱いについての申入れ

大震災と原発事故の対策に、ご奮闘されていることに敬意を表します。

われわれ全国商工団体連合会は被災地の県連や全国の仲間とともに、被災者救援と被災地の復旧・復興への支援に奮闘してきました。

今回の災害では「住居も事業所も失って残ったのは借金だけ」という事業者も少なくありませんが、事業者は復旧・復興にむけて立ち上がりつつあります。被災企業を支える特例的な無利子融資制度も実施されつつあります。これにより、一時的に救われることになるかもしれませんが、多くの事業者が震災前に運転資金や設備資金として多額の債務やローン、リース契約による支払いを抱えており、遠からず二重、三重の借金に苦しむことになることは火を見るより明らかです。

そこで、私どもは政府にも震災前のローンなどの債務を全額帳消しにする「超法規的な救済措置」を求めているところです。

この点にかかわり、リース契約については、リース会社は特約を設け、危険負担の債務者主義を排除している場合が多く見られます。天災などの不可抗力による滅失・毀損が一方的にユーザーの負担にされる特約が不動文字で記載されていますが、契約者はその存在すら知らないことが通常です。この特約は、明らかに不当です。

ご承知のように政府は貴協会に支払猶予や契約期間の延長など柔軟な対応を要請していますが、支払い猶予などでは、この難局を乗り越えられないのが実情です。

民間企業においても被災した取引先への売掛金や貸付金などの債権を放棄する事例もでてきています。税務上「取引先に対する売掛金等の免除等」（法基通9-4-6の2）として債務免除した場合の損金算入要件も大幅に緩和されています。リース料の放棄についても同じ扱いになります。

貴協会加盟の企業が、東日本で被災した事業者の実情を踏まえ、リース料債権の放棄や大幅な減免など思いきった措置を積極的に講じられ、事業再生・復興支援に協力いただけますよう心よりお願いするものです。

私どものこの申入れの趣旨を、加盟各社にお伝えいただければ幸いに存じます。

以上

